



## 申9号 『「変革2027」の実現に資する就業規則等の改正について』に関する

### 解明申し入れ 団体交渉を行う ②

4. 基本給調整の見直しを行う目的を明らかにすること。

5. 「キャリア加算の廃止」に至った経緯・目的および、初任給を上げる理由を明らかにすること。

【組合】基本給調整の見直し、キャリア加算の廃止の目的は何か。

【会社】融合と連携で多様な業務に従事してきていることから、基本給調整を見直してキャリア加算を発展的に解消する。8割くらいの社員がキャリア加算の適用になっているが、多くの方が適用されているからといって発展的に解消するものではない。

【組合】初任給を引き上げる理由と、「初任給特別措置」との整合性は？

【会社】融合と連携などによる多様な業務への従事が進みつつあることが初任給を引き上げる目的・趣旨であり、全社員が多様な業務に就いていくことから基本給に包含するかたちになる。そのため初任給を引き上げることは必然的に発生する。「初任給特別措置」と制度的に相容れるものではない。

【組合】キャリア加算については労使議論がある。令和元年には、車両・施設・電気職場について追加提案で議論。令和2年4月1日実施からわずか3年で解消では、労使議論との整合性はどうか。

【会社】世の中の変化のスピード感が増している中、制度も変化していくもの。社員のみならず皆さんの様々な努力に感謝申し上げます。

### 資格取得のために努力してきた組合員の努力を受け止めるべきだ！

6. 勤務種別を見直す目的を明らかにすること。また、一部現業機関のみを対象とした理由を明らかにすること。

【組合】勤務種別を見直す目的と一部機関のみを対象とした理由は何か。

【会社】生産性向上を取り組んできている中、現状にあった労働時間、休日制度を適用するものとした。現業機関と企画部門の垣根がなくなってきている中で適用できると判断して、設備技術センター、技術センター、工事区を拡大対象とした。

【組合】なぜ検修職場は対象から外したのか。

【会社】検修職場だけでなく駅など、作業ダイヤで業務する方もいるので職場単位で検討した。また、垂直統合で支社と現場が合わさった業務形態にもなっているという背景もある。

7. 日直手当および宿直手当を見直す目的を明らかにすること。

8. 日直手当および宿直手当の増額する金額の根拠を明らかにすること。

【組合】賃金引上げ状況や法令の基準を勘案して増額するというが、具体的にどういう状況なのか。

【会社】管理手当の増額など処遇改善されてきていることや、労働基準法施行規則第23条「同種の労働者に対して支払われている賃金の一人1日平均額の3分の1を下回らない」支給要件を踏まえている。法令のギリギリだから引き上げるということではない。

【組合】なぜ1,000円なのか。

【会社】どこまで増額できるか検討した結果である。

9. テレワークの取り扱いを見直す目的を明らかにすること。

【組合】なぜフレックスタイム制の組合員だけを対象にしたのか。現行制度に課題があったのか。

【会社】勤務指定されていると移動が労働時間となる。生産性向上にならない。就業規則第81条の規定からすると労働時間とすると読めるが、厚労省の見解に示されているものがあることを踏まえて、取扱いを明確化して示した。